

タイ式マッサージ従事者の労働環境と就業選択に関する調査報告

森田 智貴

文化人類学・宗教学・日本思想史専門 博士前期課程 2年

1. はじめに

今日、タイにおける観光産業の発達は目覚しく、観光ビジネスは外貨獲得の基幹産業となっている。その中でも、タイ式マッサージは、外国人観光客でも容易にサービスをうけることができ、観光イベントの目玉と言っても過言ではない。また、特に外国人観光客をターゲットにする都市部のタイ式マッサージ従事者の生計は、外貨をもたらす外国人観光客の動向に深く結びついており、世界経済の影響を直に受ける状態にある。

しかし、タイ式マッサージを扱った先行研究では、「近年における関心の高まりから技法のマニュアル等の一般的な書物は多数見られるものの、学術的な研究は極めて少ない」（飯田 2006：27）。その上、学術的な研究として挙げられる先行研究であっても、近代西洋医療との対比で考えられる批判的医療人類学的研究（飯田 2006a）（飯田 2006b）（飯田 2013）、土着知識の再解釈・再構築過程（小木曾 2009）に焦点が集中している。そのため、対外的にタイのマッサージ（従事者）がどのように消費されるのか、あるいは当事者がその知識や技術をどのように認識・利用するかに関心が集まり、タイ式マッサージ従事者本人が、タイ式マッサージ従事者であることに自分たちをどのように位置付けているのかに関して論じたものは少ない。

そこで、本研究では、タイ人、特に外国人観光客との交流が多く、様々な情報や条件より就業選択を行っていると考えられるタイ式マッサージ従事者に関する調査研究を通じ、タイ人の労働環境と職業選択過程の一端を明らかにし、その特色について提示する。

2. 調査方法・調査地概要

2.1. 調査方法

本報告で記載する調査内容は、2013年2月19日から4月1日、2013年8月26日から9月26日¹⁾の期間に現地調査で得られたものである。筆者は、バンコク都カオサン通り周辺（以下、バンコクと略記する）と

チェンマイ市にある旧市街地区内（以下、チェンマイと略記する）で参与観察、聞き取りを複合的に行い、フィールドデータの収集を行った。調査対象者は、タイ式マッサージ従事者、バンコク、チェンマイ在住のタイ人である。

2.2. 調査地概要

バンコク都カオサン通り周辺

カオサン通り周辺には、安宿、旅行代理店、飲食店、雑貨屋、露店などが多く立ち並び外国人観光客が一年を通して多く訪れる商業施設密集地として国内外に名高い観光スポットである。カオサン通り周辺には、タイ式マッサージ店や西洋式健康スパなどの店舗もあり、外国人観光客に対して、マッサージ従事者（以下、マッサージ師と略記する）が呼び込みで「ハロー。マッサージ。」と誘客する様子が多く見られる。デパートなどが多く立ち並ぶ地域や歓楽街の通りなどの例外はあるが、他のバンコク都の地区に比べ、カオサン通り周辺の物価は、外国人観光客向けの施設が集中することもあり比較的高い。ただし、この地域は、アジア系の学生や20代から30代の特に欧米人バックパッカーが多く、安く旅費を抑えようと外国人観光客が利用する地区である。本研究で指すカオサン通り周辺とは、カオサン通り、ランブトリー通り、カオサン通りとランブトリー通りを繋ぐチャクラボン通りの一部、ラーチャダムヌン・クラン通りである。

チェンマイ市旧市街地区

バンコクの北方約720キロに位置するタイ第2の都市チェンマイには、四方を約1.5キロメートルのほぼ正方形の堀と城壁に囲まれた旧市街と呼ばれる場所がある。この旧市街地は、13世紀末頃にタイ北部に興ったランナー王朝期がかつて栄え、現在でも多くの外国人観光客が訪れる観光地である。旧市街地区内には、外国人観光客向けのゲストハウス、バー、マッサージ店、レストランだけでなく、タイ人の通う小学校や大学、市場、寺院なども多く存在する。チェンマイ旧市街地区内を訪れる外国人観光客の年齢に偏りはな

いようであるが、華人系タイ人の宿泊施設、旅行代理店も多く、また、中国映画の撮影場所に使われ、それらの映画が中国国内で人気を博したことから、中国人観光客を多く目にする。また、この地区内では、ターペー門からワット・プラシン（プラシン寺）の間に「Sunday Market」が毎週日曜に開催され、雑貨、屋台、簡易式マッサージ店が通りに所狭しと並んでいる。

3. タイ式マッサージ従事者の労働環境

3.1. 基本的属性

まずはじめに、本調査で得られた男女²⁾構成比からみていくと、バンコクは33人（男性4人（12.1%）、女性29人（87.9%））、チェンマイでは32人（男性5人（15.6%）、女性27人（84.4%））と、バンコクとチェンマイの男女構成比の差はほとんど見られない。また、バンコクとチェンマイの総和では、65人中、男性が9人（13.8%）、女性が56人（86.1%）と、明らかに女性のマッサージ師が多く働く職種だということがわかる。

年齢比に関して述べれば、バンコクの総平均は38.9歳（男性32.5歳、女性39.8歳）であり、チェンマイ総平均は、40.4歳（男性41.6歳、女性40.2歳）と、若干チェンマイの男性マッサージ師の年齢が高く、女性は両地域での差があまり見られない。また、全体男性平均は37.6歳、全体女性平均40歳であり、ここでは男女間の年齢差はあまり見られなかった。

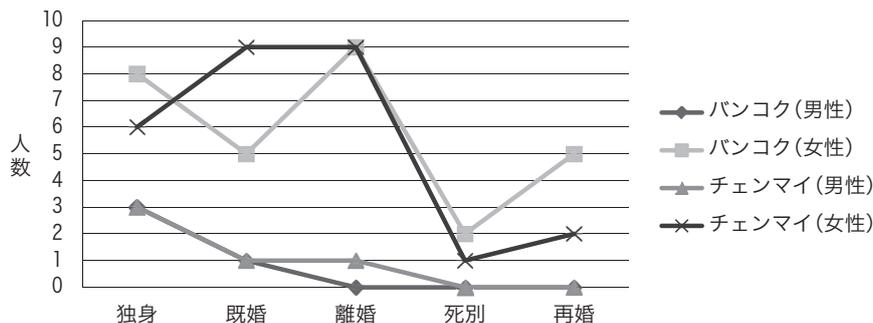
次に出生地分布に着目すると、バンコクのマッサージ師では、北部2人、東北部20人、中部10人、南部1人であり、チェンマイにおいては、北部27人、東北部3人、中部1人、南部1人であった。ここで注目されるのは、バンコクでは東北部、チェンマイでは北部出身者が多くを占めていることにある。中部にあるバンコクに東北部出身者が集中する理由としては、東北部では農業を中心とした産業が大部分を占め、特に

所得の格差が大きい地域であるために、出稼ぎ労働者として都市部に流入しているためと考えられる。また、北部にあるチェンマイに北部出身者が多い理由としては、所得の高さで言えば、やはりバンコクをはじめとした中部地域に劣る。しかし、北部出身と答えた者のうち70.3%がチェンマイ出身者で占められていることからわかるように、比較的所得も安定しており、出稼ぎに行く必要がないためと考えられる。聞き取りのなかでも、チェンマイで就労する理由として、実家がチェンマイにある、チェンマイで生まれたから、バンコクに比べて涼しく、人口の密集が激しくなく過ごしやすいと挙げる者が多く、出稼ぎの必要性に迫られる状況にはないということがわかる。

マッサージ師の学歴³⁾に関して述べれば、バンコクでは、初等教育17人、中等教育14人、高等教育2人となり、チェンマイにおいては、無学1人、初等教育9人、中等教育16人、高等教育6人であった。バンコクで初等教育修了者が多いのは、先に挙げたように東北部出身者が占める割合が高いためであり、17人の初等教育修了者のうち13人が東北部出身者であった。また、両地域のマッサージ師のうち、高等教育を修了している8人は大学を卒業しており、学歴も関係なく参入可能なマッサージ師としての就労が低学歴のためにやむを得ず選択されたわけではないことがわかる。

ただし、水上によれば、「1968年で5万人程度であった大卒労働者が、2003年には200万人を越え、大学生の位置づけも、一握りの希少なエリートではなく、大学の水準に即して判断されることになった」（水上 2005：79）。このことから、近年のタイ社会では高学歴化がすすみ、大卒者であっても、難関校以外の既卒者でなければ、学歴の高さを強みにして就業選択をすることができない状況にあるとも考えられる。

次にマッサージ師の婚姻状況に着目すると、グラフ1のような結果を得られた。このグラフ1からわかるように、男性の場合は両地域ともに平均年齢が40代



グラフ1 タイ式マッサージ従事者の婚姻状況 (筆者作成)

近いにもかかわらず、独身の者が多い。また、女性の場合、両地域とも既婚者も半数近くいるが、独身や離婚、死別といった配偶者のいない者も多く、生計を支え合う扶養者の不在が目される。特に、両地域ともに離婚経験者の多さが目立ち、タイ式マッサージ従事者としての就労が、扶養者のいない者に対して、誘因となるものが存在すると考えられる。聞き取りから得られた誘因としては、4.で再度ふれるが、離婚経験者の場合、子育てや当面の生活のための資金を得るために、施術後「すぐに賃金が貰うことのできるマッサージ師を選択した」と答えた者がいた。死別や再婚した者の場合は、資金を得るためと答えた者も少なからずいたが、マッサージ師としての就労を余暇や楽しみとみなし、経済的な理由という理由よりも、クライアントや同業者との交流や出会いを通じて自己充足を図るために就労した者もいる。また、バンコクへ出稼ぎに来るマッサージ師に限らず、ほとんどのマッサージ師は、ほぼ毎日就労しており、クライアントや同業者との出会いは有るものの、プライベートな時間の確保が難しく、いつクライアントが店舗を訪れるか不確かなこともあり、店舗に長時間拘束される傾向にある。そのため、結婚をするならば、同業者かクライアントの場合が、他の職種よりも多く、結婚やパートナーを見つける機会が限られる状況にあると考えられる。

3.2. 労働環境

本節では、タイ式マッサージ従事者の労働環境をみていく。

まずはじめに、マッサージ師の収入⁴⁾に関してみていくと、表1のような結果となった。表1からもわかるように、マッサージ師の収入は、概ねバンコクのほうが、チェンマイより2-3千バーツ近く高い。また、全体を通して、女性の収入が、男性の収入よりかなり高いことがわかる。この要因としては、施術の順番は、店舗に所属するマッサージ師のなかで、基本的に輪番制でまわされるのだが、他のタイ式マッサージやフットマッサージに比べ料金の高いオイルマッサージなどは、施術を受ける際に半裸状態になるため、特に女性の場合、男性から施術されるのを避けることにある。また、詳しい言及は避けるが、オイルマッサージ以外のマッサージでも、ある特定の国の男性の多くが女性のマッサージ師を求め、その要求に応えられない場合は、時には施術を断り、店舗から出てしまう場合もある。そのため、マッサージ店のなかには、それらの出来事を経験し、女性のマッサージ師しか雇わないという店舗もある。そのため、女性のマッサージ師の方が、クライアントを得る機会が多く、自ずと収入も高くなると考えられる。

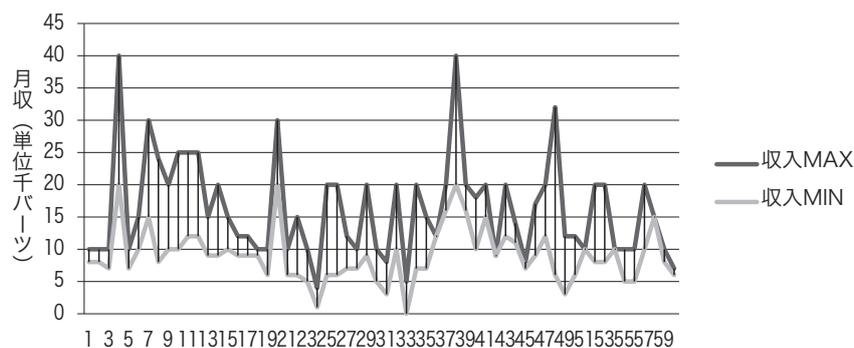
またグラフ2では、マッサージ師の収入のハイシーズンとローシーズンの分布を示している。このグラフ2からも明らかのように、マッサージ師の収入は時期によって幅が大きく、不安定な収入の職種であることがわかる。

次に、勤務日数と労働時間に着目すると、先に挙げたように、両地域ともほぼ毎日勤務しており、週6日以上勤務する者は、バンコクで96.9%、チェンマイ78.1%とかなり高い数値を示した。また、労働時間に

表1 タイ式マッサージ従事者の収入

バンコク	全体平均	MAX 平均	MIN 平均	男性 MAX	女性 MAX	男性 MIN	女性 MIN
単位：バーツ	14,819	18,735	10,903	11,250	19,844	8,250	11,296
チェンマイ	全体平均	MAX 平均	MIN 平均	男性 MAX	女性 MAX	男性 MIN	女性 MIN
単位：バーツ	10,633	13,967	7,300	12,250	14,231	6,000	7,500

(筆者作成)



グラフ2 タイ式マッサージ従事者の収入（最大値と最小値）（筆者作成）

関して言えば、タイ式マッサージ従事者としての就労に特徴的なのだが、店舗にいる時間（勤務時間）とクライアントを施術する時間（実労時間）に大きく開きがあり、10～12時間店舗にいて、4～5時間のみクライアントの施術に充てられ、それ以外は、クライアントの呼び込みや店舗内で自由に過ごす時間となる。タイでは、2013年1月から最低賃金1日300バーツと法的に定められているのだが、両地域の多くのタイ式マッサージ店では歩合制を採用しており、クライアントが来ない場合は、賃金を全く貰えない場合もある。ここにも、マッサージ師の収入の不安定さがあらわれる。しかし、4.で詳しく取り上げるが、マッサージ師としての就労の利点として、クライアントがいない時に自由に過ごすことができることを挙げる者も少なからずいる。

4. タイ式マッサージ従事者の就業動機

本章では、タイ式マッサージ従事者への聞き取りのなかで、多く挙げられた就業動機に関して記載する。

4.1. 収入

本調査の聞き取りのなかで、最も多く就労働機として挙げられたものは、収入に関する言及であった。3.2.で提示したように、マッサージ師の給与は、約12,000バーツほどになり、タイの新卒の公務員の給与が、約15,000バーツほどであることを考えると、かなり収入の高い職種であることがわかる。また、マッサージ師になるには、高い授業料を支払う必要のあるマッサージ学校へ必ずしも通う必要はなく、政府管轄の職業訓練所や寺院では、殆ど資本金もかからず学ぶことができる。さらに、離婚など急遽、経済的な支えがなくなった場合でも、学ぶために資本金を殆どかけることなく、またマッサージ技術をマッサージ店で学びながら賃金を得た経験をもつ者もあり、マッサージ師という職種が、生活の安定を図るための一時待機場所になっている側面をもっている。

4.2. 自由さ・自律性

3.2.でふれたように、マッサージ師という職種は、クライアントが来ない限り、比較的自由に時間を過ごすことができる職種である。実際、クライアントが来ない時はどのように過ごすのかと聞き取りを行ったところ、「他の従事者などと会話する」、「携帯電話を使用する」、「控え室などで休憩する」、「外へ食料などの

買い出しに行く」などの回答が得られ、かなり自由に行動することができることがわかる。また、他の職種に比べ、規則なども厳しくなく、服装やクライアントなどへの態度さえきちんとしていれば、特に上司や古参者から指摘されることもなく、店舗によっては勤務時間も自由に選ぶことができ、かなり自由の度合いが高い。特にチェンマイでは、フリーランスのマッサージ師として就労する者も多く、「働きたい時」、「働ける時」に副業や楽しみ、余暇の一部としてマッサージ師になる者もいる。それに加え、賃金を当日の営業時間終了後、あるいは施術後すぐに貰うこともできる店舗も多く、歩合制の給与に加えてチップをクライアントから貰うことも少なからずあり、良い意味で「その日暮らし」の生活が可能となる職種なのである。

4.3. 人助け

95%以上を上座部仏教徒で占められるタイでは、様々な物事が仏教に関連付けられて考えられる。マッサージ師としての就労が、「人助けができる（ダイ・シュアイ・コン）」ためと挙げられるのも、その一つである。タイの仏教としての重要な規範として、「徳を積む（タン・ブン）」ことがあるのだが、この徳を積む行為の一つとして、お年寄りや弱った人を助ける行為も含まれ、マッサージ師としての施術行為が「徳を積む」ことに関連付けて考えられているのである。また、家族や親戚、知人を施術するためにマッサージ技術を学び、その延長として、知識を活かすためにマッサージ師になった者もいた。

4.4. 仕方なく

最後に、「仕方なく」マッサージ師としての就労を選択した者に関して述べれば、その理由として、学歴の低さ、すべき仕事に分からなかったため、あるいは年齢や容姿に関係なく働ける職種であることが挙げられる。マッサージ師としての就労は、マッサージの技術さえあれば、たとえ外国で現地の言葉が話せなくても就くことが可能である。そのため、4.1.でも少しふれたが、他の職種に就くための資本金を貯めるために、あるいは他の職種では働くことが困難な場合に、一時的待機場所として選択されるのである。また、今回調査を行った地域では、外国人観光客がクライアントの大部分を占めるため、外国人観光客と出会い、恋愛関係など親密な関係になることや外国の情報をより多く得るために戦略としてマッサージ師としての就労を選択する者もいる。

ただし、マッサージ師としての就労は、タイ式マッサージに対する国内外のイメージにより忌避される傾向もある。その主因として挙げられるのは、タイ式マッサージ従事者が性産業従事者と同一視されることがあるためである。その理由の一つには、ベトナム戦争期に端を発した性サービスを含むタイ式マッサージ店が多数生み出され、現在でもタイ式マッサージ店の看板を掲げながらも、性サービスを提供する店舗がタイ全土に多数存在していること。二つ目には、タイ式マッサージを用いた性産業従事者とその他のマッサージ師全て一様に「マッサージ師（モー・ヌワット）」と呼ばれている（飯田 2006：58）ためである。そのため、そのイメージの悪さから、可能であればマッサージ師として働くことを避けたいと考えながらも、マッサージ師の給与の高さや自由さなどと他の職種の条件を鑑みて、やむを得ずマッサージ師として働いていると答える者もいた。

5. おわりに

本報告では、バンコクとチェンマイのマッサージ従事者の労働環境と就業動機に関して、調査によって知りえた内容をまとめ、報告した。

紙面の制約上、より深く言及することはできなかったが、タイ式マッサージ従事者がどのような環境で、どのような目的を持って、マッサージ師として就労しているのか、一端は示すことができたのではないかと考えている。本プログラムを通じ、マッサージ師たち

の抱える諸問題に関しても調査をすることが可能となったが、その調査内容の提示は、別の機会に譲りたい。

注

- 1) 平成25年度「人文学フィールドワーカー育成プログラム」の助成金は、2013年夏期調査に充てられた。
- 2) タイでは、日本に比べ、女装をした男性や男装をした女性がかかなり多く、また、性転換手術や整形手術などを施した人々も多く存在する。本研究で聞き取りを行ったマッサージ従事者のなかにも、それに準ずる当該者がいたが、本報告では、性別はジェンダーではなく、セックスで区分している。
- 3) 1960年に施行された義務教育に関する勅令では、タイ国民の義務教育の期間は、4年であったが、現在の義務教育期間は、9年間である。1999年に新国家教育法が制定されるまでは義務教育期間は6年間であった。
- 4) 本報告書に記載された収入に、副業から得られた収入や施術後にマッサージ師が貰うチップなど金額は含まれていない。

参考文献

- 飯田淳子 2006a 『タイ・マッサージの民族誌—「タイ式医療」生成過程における身体と実践—』明石書店。
- 2006b 「伝統医療の復興とタイ・マッサージの普及—北タイにおける村民の対応—」『東南アジア研究』44巻1号 pp. 78-96.
- 2013 Holism as whole-body treatment—The traditional production of Thai massage—『EJOTS (European Journal of Transnational Studies)』Issue 1 Volume 5 Jean Monnet e.V (eds.) pp. 81-111.
- 小本曾航平 2009 『グローバル化時代に伝統医療が直面する課題—「タイ式医療」の誕生と知的財産権の拡大を手がかりとして—』早稲田大学大学院スポーツ科学研究科修士学位論文。
- 水上裕二 2005 「タイにおける大学生の職業選択に関する事例研究」『横浜国際社会科学研究所』10(3/4) pp. 387-403.